

平成26年第9回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年9月10日（水曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第66号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 3 議案第67号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 4 議案第68号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第69号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第70号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第71号 美郷町屋内スポーツ館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第72号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 9 議案第73号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第6号
- 第10 議案第74号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第11 議案第75号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第12 議案第76号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第13 議案第77号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 第14 議案第78号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	池田茂碁君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	佐藤久雄君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第65号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第65号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第65号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集18ページに、入札執行の詳細については19ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

提案理由ですが、美郷町屋内球技場整備工事について、8月27日に一般競争入札を執行した結果、5,130万円で美郷町土崎のはりま建設株式会社に落札となりましたので、契約にあたり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事の工期は議会の議決後の着工、完成が平成27年2月27日でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第65号の説明が終わりました。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第66号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第66号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、同計画に過疎地域の自立促進に必要な事業を追加し、その財源として過疎対策事業債を充当可能とするため計画の一部を変更したく提案するものでございます。

変更内容は、議案20ページからでございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集の20ページをごらんいただきたいと思います。

変更箇所につきましては、下線を付してございますが、第4章生活環境の整備の計画欄に事業名として「(4)火葬場」、事業内容として「中央斎場整備事業及び中央斎場の移転改築」、事業主体欄に「大曲仙北広域市町村圏組合」、備考欄に「負担金」を追加し、事業名欄の消防施設以降につきましては、1番ずつ繰り下げるものでございます。

これは、大曲仙北広域市町村圏組合が実施主体となり今年度本体工事等に着手しております中央斎場整備事業への当町分の負担金の財源として過疎対策事業債を充当するためでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第66号の説明が終わりました。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第67号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 議案第67号についてご説明します。

この条例案は、子ども・子育て支援法第34条第2項並びに第46条第2項の規定により条例を定めなければなりませんので提案するものであります。

次のページ、26ページ、別紙をお願いいたします。

第1条は趣旨、第2条は用語の定義、第3条は一般原則を定めております。

現在、本町においては公立の認定こども園が3園ございますが、平成18年度に認定を受け、保育を実施しております。今回子ども・子育て支援法が公布されたことにより認定こども園を学校及び児童福祉施設とし、両方の法的位置づけを持つ単一施設となり、認可や指導監督等を一本化

します。この条例案では、法人並びに民間事業者等が教育保育施設を開設する場合、給付の事業主体となる町が確認事務を行い、指導監督していくものであります。よって、国が示す規定により定めております。

29ページ、第2章は特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めています。第4条では定員に関する基準を、第5条から第36条まで43ページになりますが、運営に関する基準を定めております。

43ページ、第3章は第37条から第52条までですが、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めています。地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問保育、事業所内保育等がこれに当たります。内容は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用して定めております。

53ページ、附則第1条の施行期日ですが、この制度は法の施行の日からとなりますが、平成27年10月に予定されている消費税率10%への引き上げ時期とあわせ、平成27年4月に施行される予定とのこととあります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第67号の説明が終わりました。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第68号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 議案第68号についてご説明します。

この条例案は、児童福祉法第34条の16第1項の規定により条例を定めなければなりませんので提案するものであります。

次のページ、58ページ、別紙をお願いいたします。

第1条は趣旨、第2条は用語の定義でございます。

現在、本町においてこの条例に該当する施設はございませんが、事業申請があったときには審査を行う必要があります。

第1章では、最低基準を、第2章は家庭的保育事業の基準を、第3章では小規模保育事業の基準を、第4章は居宅訪問型保育事業の基準を、第5章は事業所内保育事業の基準を規定していま

す。

82ページ、附則第1条の施行期日ですが、この制度は法の施行の日からとなりますが、議案第67号と同様、平成27年4月に施行される予定とのことであります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第69号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 議案第69号についてご説明します。

この条例案は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により条例を定めなければなりませんので提案するものであります。

次のページ、86ページ、別紙をお願いします。

この条例案は、本年4月30日に厚生労働省省令で示された基準に基づいております。

第1条は趣旨、第2条は用語の定義でございます。

87ページ、第5条ですが、今までは保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生に就学している児童が対象でしたが、この条例では小学校に就学している児童であつてその保護者が労働等により昼間家庭にいないものとなります。

次に、88ページの中段、第9条第2項は専用面積で、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上です。

第10条第2項に、放課後児童支援員は単位ごとに2人以上です。

92ページ、第18条第1項第1号の開所時間は、小学校の授業の休業日は1日8時間以上、第2号では小学校の授業の休業日以外は1日3時間以上、第2項は開所日数で1年につき250日以上です。

93ページ、附則第1条の施行期日ですが、この制度は法の施行の日からとなりますが、議案第67号、第68号と同様、平成27年4月に施行される予定とのことであります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第69号の説明が終わりました。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第70号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 議案第70号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。次の96ページから101ページまでの別紙条例案をお願いいたします。

この条例案は、長年にわたって育まれてきた文化や地域の伝統など美郷町が持つさまざまな地域資源を活用し、他地域との交流を促す施設として美郷町宿泊交流館を設置したく提案するものでございます。

第1条では、この施設の設置目的について規定しております。

第2条では、宿泊交流館の名称と位置。

第3条では、施設概要に関する事項を掲げております。

第4条では、施設の管理を指定管理者に行わせることを規定し、第5条では指定管理者が行う業務、第6条では指定管理者と締結する基本協定に関する事項を掲げております。

第7条及び関連する別表第1では利用時間及び休館日について規定しております。宿泊利用以外の多目的室及びアリーナの利用時間等は町内の各体育館の利用時間等と整合させております。

第8条、第9条、第10条では利用の承認・不承認・取り消しについて規定しております。

第11条では利用料金を指定管理者の収入とすることについて規定し、第12条及び関連する別表第2では有料施設の利用料金の上限額及び利用料金の決定手続について規定しております。

第13条では利用料金の納入時期、第14条では利用料金の減免、第15条では利用料金の返還について規定しております。

第16条では損害に関する弁償について、第17条は委任に関することとしております。

本条例の施行は、平成27年3月1日といたします。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第70号の説明が終わりました。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第71号 美郷町屋内スポーツ館の設置及び管理に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 議案第71号 美郷町屋内スポーツ館の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例案は、旧千畑南小学校体育館を活用し、冬季間の屋外スポーツでも利用できる通年型体育施設として美郷町屋内スポーツ館を設置したく提案するものです。

104ページから107ページの別紙条例案をお願いいたします。

第1条では、この施設の設置目的について、第2条では屋内スポーツ館の名称と位置について規定しております。

第3条では施設の管理を指定管理者に行わせることを規定し、第4条では指定管理者が行う業務、第5条では指定管理者と締結する基本協定書に関する事項を掲げております。

第6条及び第7条では休館日及び利用時間について規定しておりますが、この規定は町内の各体育館の利用時間、休館日の規定と整合させております。

第8条、第9条、第10条では利用の承認・不承認・取り消しについて規定しております。

第11条では利用料金を指定管理者の収入とすることについて規定し、第12条及び関連する別表では施設の利用料金の上限額及び利用料金の決定手続について規定しております。

なお、利用料金の上限額は町民体育館の使用料を基礎とし、人工芝のランニングコスト等を勘案して規定したものでございます。

第13条では利用料金の納入時期、第14条では利用料金の減免、第15条では利用料金の返還について規定しております。

第16条では損害に関する弁償について、第17条は委任に関することとしております。

本条例の施行は平成27年4月1日といたします。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第71号の説明が終わりました。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第72号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 議案第72号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。110ページの別紙条例案並びに資料集21ページの条例の新旧対照表をお願いいたします。

現在、仙南診療所北側に整備しております緑地を交流原っぱと名づけ、美郷町南運動公園の施設の一つとして新たに設置したく美郷町特定地区公園条例の一部改正について提案するものでございます。

改正箇所は、第4条で美郷総合体育館の次に「交流原っぱ」を追加するものです。

本条例の施行は平成26年11月1日といたします。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第72号の説明が終わりました。

◎議案第73号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第73号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第73号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第6号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、1億1,525万2,000円を追加するものでございます。

初めに、116ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

今回は起債限度額の変更でございます。合併特例債につきましては、充当事業の適債性の精査

により1,350万円を減額補正するものでございます。

過疎対策事業債につきましては、県から一時借入可能額が通知されたことによる調整などにより1,340万円を増額補正するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、前年度からの繰越金の額の確定などにより限度額を2億4,000万円減額補正するものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

○福祉保健課長（村山太郎君） 議案120ページ・121ページをお願いいたします。

13款1項1目の民生費国庫負担金でございますが、こちら養育医療、これは体重が2,000グラム以下で生まれ、入院療育が必要な乳児に対する公費負担医療の制度でございますけれども、これについて見込みを上回る給付が見込まれているために歳出予算において補正計上させているところでございまして、これに相對といたしまして国庫負担として2分の1を歳入補正させていただくものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きます、同じく2項1目1節総務費補助金でございます。社会保障・税番号制度システム改修費補助金でございますが、いわゆるマイナンバー制度のための電算システム構築のための補助金でございます。また、地域活性化効果実感臨時交付金でございますが、国の平成25年度補正予算により創設されまして、地域活性化に向けた事業などの財源とするために交付されるものでございまして、町道改良事業や観光施設整備事業等に充当を予定してございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 同項2目の民生費国庫補助金でございます。1節障害者福祉費補助金は多子軽減措置の実施が行われますので、これに係ります障害者自立支援システムの改修の国庫補助金の受け入れでございます。3節の社会福祉費補助金でございますけれども、こちらマイナンバーの導入に際しまして福祉関係のシステムを改修するための国庫補助金でございます。

続きます、14款1項1目民生費県負担金でございますけれども、こちら国庫負担金にもございました養育医療に係ります県分の4分の1負担相当でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく2項5目2節であります。環境保全型農業直接支払交付金であります。この交付金は化学肥料及び化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減し、炭素貯蓄効果の高い堆肥を10アール当たり500キログラム以上施用する取り組みが要件となっております。このたび秋田県知事のエコファーマー認定を受けた23経営体74.55ヘクタールで取り組みの申請がありました。そのために増額するものであります。県の交付単価は10アール当たり550円で、国の交付は10アール当たり1,100円となっております。国の交付については、直接実施主体に交付されま

す。

この堆肥であります、町の堆肥センターで生産された堆肥を全部使用してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、122ページ・123ページをお願いいたします。16款1項2目1節指定寄付金のふるさと美郷応援寄付金でございますが、先月末日現在におきまして今年度15件の寄付がございまして、ふるさと美郷こども応援基金へ積み立てるために補正計上するものでございます。

続きまして、18款1項1目1節繰越金でございますが、額の確定により補正をするものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 19款5項5目の雑入でございます。上の段の未熟児養育医療自己負担金につきましては、養育医療に係ります自己負担分の歳入でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく農用地利用配分案作成協力金であります。ことしからスタートいたしました秋田県農地中間管理事業の中で町が農用地利用配分計画を作成することになっております。その中間管理機構からの協力金でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 6目行政代執行費徴収金でございますが、25年度に行いました行政代執行による危険空き家の解体費用につきまして、相続人に請求をしておりますけれども未納となっておりますため、26年度の滞納繰越分として予算措置するものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、20款町債でございます。122ページから125ページまでにかけてをござんいただきます。

1目の総務債及び5目の農林水産業債から9目の教育債までにつきましては、過疎対策事業債の一時借入可能額が県から通知されたことによる調整でございまして、3目の衛生債につきましては、大曲仙北広域市町村圏組合への中央斎場改築事業負担金の財源を合併特例債から過疎対策事業債へ振り替えるものでございます。

また、10目の臨時財政対策債は前年度からの繰越金の確定などにより起債額を減額するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページの歳出でございます。

初めに、各款項目の3節、4節の人件費について一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は、職員の扶養者、住居の変動による調整であります。3節の職員手当が105万6,000円、4節共済費が4,000円、それぞれ増額補正となっております。人件費の概要につきましては、142ページの給与費明細書に記載してございますので、後ほどござんください。

人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。126・127ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費の4節社会保険料は臨時職員人数の変動に伴い不足分を増額するものでございます。13節案内看板等作成業務委託料につきましては、役場庁舎へ訪れた方を用件のある所管課へスムーズに誘導できるようわかりやすい誘導看板を庁舎内に設置したいとするものでございます。

次に、2目行政推進費の総務課分ですが、3節時間外勤務手当につきましては、合併10周年記念式典に係る経費をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく、11節需用費に住民活動センターの自動ドアや消防設備などの修繕料とAED自動体外式除細動器の関連消耗品分の予算を計上してございます。

○総務課長（高橋 薫君） 5目財産管理費の15節ですが、旧仙南西小学校グラウンドにスキー用として盛り上げられた残土を処理する経費と、同じく使用していないプールろ過装置を撤去する経費を補正するものでございます。また、旧仙南西小学校と旧六郷東根小学校にある焼却炉を解体する工事費を計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君） 7目電子計算費でございますが、13節と19節にマイナンバー制度のための電算システム構築に要する経費及び関連システム利用の負担金を、15節には光ファイバーケーブル支障移転工事10件分の経費を計上してございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 11目未来づくり交付金事業費のうち、生涯学習課に関連する部分をご説明申し上げます。

11節でございますが、現在旧千畑南小学校校舎を活用して整備中の資料館に展示をします佐々木 毅先生の書籍運搬に係るものとして11節は梱包資材費、12節はその運搬費用でございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次の13節設計監理委託料は宿泊交流施設の工事変更に伴い、増額をお願いするものでございます。15節宿泊交流施設の外構工事ですが、施設看板の設置費用と単価補正に伴い増額をお願いするものです。

次の改修工事ですが、体育館の防球ネットの追加、コートライン改修に伴う増額です。電気工事につきましては、灯具の機器変更による増額をお願いするものです。

○税務課長（藤田信晴君） 続きまして、128ページ・129ページをお願いいたします。上段は前ページまでの計でございます。

2段目の2款総務費2項徴税费2目賦課徴収費でございます。8節報償費は大曲税務署主催「税」についての作文に応募した美郷中学校生徒に対する記念品代でございます。11節需用費は町民税の特別徴収を推進するため全事業所に対し、給与支払報告総括表を送付することとし、その印刷費用でございます。23節償還金利子及び割引料ですが、今後法人の決算による確定申告に伴い町民税法人税割の還付が予想されるため補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君）　続きまして、3款1項1目社会福祉総務費13節の委託料でございますけれども、こちらマイナンバー制度導入に係ります特別児童手当システムの改修に要する経費でございます。10分の10で国庫補助、財源が手当てされているものでございます。

続きまして、4目医療給費は老人保健に係ります国、県等への精算でございます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費の需用費でございますけれども、こちら美郷こども館に設置してありますAEDの消耗品の交換購入の経費を計上させていただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、130ページ・131ページでございます。

4款1項1目保健衛生総務費13節委託料でございますけれども、こちらマイナンバー制度導入に係ります健康管理システムの改修経費でございます。かかる国庫補助についても歳入計上させていただいているところでございます。20節扶助費でございますけれども、歳入にて国庫県費補正計上させていただきました未熟児養育医療に係ります歳出分でございます。

続きまして、2目予防費でございますけれども、こちらにつきましては予防接種法によりまして10月より高齢者に対する肺炎球菌の予防接種と、あと幼児の水痘、いわゆる水ぼうそうの予防接種が定期接種化されたために歳出計上させていただくものでございます。

内容といたしましては、高齢者肺炎球菌のほうは65歳以上の高齢者の方、これにつきましては1回3,000円の補助を行うものでございまして、その他心臓、呼吸器などに障害をお持ちの方については60から65歳未満の方も対象にするというものでございます。

一方、水ぼうそうのほうにつきましては、1歳から3歳までは2回の接種、4歳・5歳につきましては1回の接種として全額補助するものでございます。

11節需用費につきましては予診票の印刷ですとか用紙購入の費用を計上させていただいているところでございます。13節委託料におきまして予防接種の委託料、医療機関への委託料でございますけれども、高齢者の肺炎球菌につきましては1,700人、約1,700名分、水ぼうそうにつきましては約490名分計上させていただいているところでございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、委託外の医療機関で受診される方も高齢者の方についてはいらっしゃる、かかりつ

け医の関係などでいっしょという可能性もありますもので、補助としてこちらに計上させていただいているものでございます。扶助費につきましては、秋田大学等の病院で受けられる幼児の方に対して支出できるよう、こちらで予算を立てさせていただいている次第でございます。

続きまして、3目環境衛生費でございますけれども、こちらは財源を補正するものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 4款3項1目前年度の繰越額確定による減額分9万6,000円と過疎事業債の対象外となった額160万円を合わせ、簡易水道特別会計へ繰り出すものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、5款1項1目労働諸費でございますが、今年度就労支援として職業訓練協会等での研修費用を助成しておりますが、当初の見込みより実績がございまして不足が見込まれるため10人分の追加をお願いするものです。

○農政課長（深澤克太郎君） 132ページ・133ページをお開きください。6款1項2目農業総務費11節であります。農政課で管理使用している公用車の冬タイヤが今冬の走行に支障を来す可能性があることからスタッドレスタイヤ購入のため増額補正をお願いするものであります。

次に、3目農業振興費11節であります。うりこめ美郷推進事業の中で美郷米オリジナル米袋を作製し、大田区を中心に美郷米の販売をお願いしている業者のほうから米袋の在庫がなくなる見込みであるという連絡がありまして、米袋の印刷を行いたく増額をお願いするものであります。同じく19節環境保全型農業直接支払交付金であります。事業内容につきましては歳入補正予算で説明いたしましたが、国は地方公共団体が国と同額の支援を行う取り組みに対して交付金を交付することとしてございます。県の交付単価とあわせて増額補正をお願いするものであります。

続きまして、5目担い手対策費11節であります。農用地利用配分計画案作成のための消耗品の増額をお願いするものであります。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次の6目農業振興施設管理費でございますが、当初予算で道の駅初め各施設の照明についてLEDの電球交換で予算措置をいただいているところでございます。しかし、ランプ交換に伴う器具の安全性及び事業効果を再検討した結果、照明器具全体の交換へ変更いたしたく追加をお願いするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、8目農村整備費19節であります。多面的機能支払交付金事業負担金であります。新たに農地維持支払いで4組織217.1ヘクタール、資源向上支払いで2組織137.2ヘクタールの取り組みがあります。そのための増額補正をお願いするものであります。町全体では取り組み面積が5,082ヘクタールとなりまして全体の76%のカバー率となりました。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業補助金であります。秋田県七滝土地改良区の関田幹線

用水路が民家と隣接していることから県から工事前後の物件調査の指示がありまして、事業費が増額となったことにより補助金の増額をお願いするものであります。

○建設課長（小林宏和君） 28節は前年度繰越額確定による減額でございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次の7款1項3目観光費でございますが、15節清水説明看板設置工事につきましては、今年度整備いたしました六郷地区山田家清水の説明看板の追加をお願いするものでございます。17節土地購入費についてですが、美郷観光の起点となっております名水市場湧太郎の駐車場が手狭で苦慮しておりましたが、隣接南側の敷地所有者よりご協力の内諾をいただきました。町では観光客への利便性やイベント効果など期待される場所として当該地を取得いたしたく費用をお願いするものでございます。

なお、13節はその登記事務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。7款1項4目温泉施設費の15節工事請負費でございますが、先ほども6款農業振興施設管理費でご説明いたしました、3温泉の照明についてもランプ交換に伴う器具の安全性及び事業効果を再検討した結果、照明器具の交換へ変更いたしたく追加をお願いするものです。

○建設課長（小林宏和君） 8款2項2目道路維持費ですが、中央除雪センターにおいて除雪ドーザ等の排土板に氷結した雪の塊除去に時間がかかり、また連続した除雪出動にも支障があり、態勢を整えたく18節にてコンプレッサー温水洗浄機を配備し、15節ではその動力源として三相電気を引き込む電気配線工事、同じく温水洗浄機設置予定場所までの水道管延長工事を実施し、今冬に備えようとするものでございます。また、15節の東西法寺線舗装補修工事につきましては西法寺沼適正化事業の一環で堤防を兼ねている町道の簡易舗装部分の道路体制を強化する必要があり、100メートルのオーバーレイ舗装を実施したく補正するものでございます。

続いて、3目道路新設改良費ですが、社会資本整備総合交付金の26年度配分率が要望額の約7割となったため予算を組み替えるもので、15節の工事予算を減額し、その財源を美郷中通学路関連の作山南明田地線歩道測量調査費として13節委託料に、同じく畑屋高野・鏑田馬町線、それから竹原・内村線の物件移転補償費を22節に増額するものでございます。

続いて、4目都市公園費ですが、13節委託料は8月21日の豪雨対応で土砂撤去に支出がありました。今後、公園管理に予算不足が見込まれ補正するものであります。15節は南運動公園相撲場の屋根や鉄骨にさびが著しく補正したくお願い、要求するものでございます。

次のページをお願いいたします。8款5項1目下水道費ですが、前年度繰越金確定に伴う減額であります。

8款6項1目住宅管理費の7節賃金は冬季間を控え公営住宅管理に万全を期したく補正するものであります。19節は住宅リフォーム補助金の申請が8月半ばで77件ございまして、今後予算不足が見込まれ、30件分240万円の補正計上でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 9款1項1目常備消防費につきましては、財源の補正を行うものでございます。3目消防施設費でございますが、財源の補正、並びに消火栓・防火水槽の表示盤について、経年劣化により確認が困難なものについてシールを貼付することにより回復措置を図りたく、その所要の経費を11節需用費でお願いするものでございます。

5目災害対策費は財源補正でございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 10款1項3目は財源補正であります。

次のページをお願いいたします。10款2項1目小学校管理費は六郷小学校で本年度図書室の蔵書や書架を整備してまいりましたが、児童の閲覧環境をよくするためテーブルと椅子を購入したく計上するものでございます。

次に、10款3項2目中学校教育振興費の生徒派遣費補助であります。実績と今後の支出見込みを考慮いたしますと不足が生ずると判断されますので追加をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 続きまして、10款5項1目社会教育総務費11節需用費ですが、学友館における特別展のポスター制作を印刷事業者への発注に変更するために印刷製本費を増額し、制作に要すると見込まれた専用消耗品を減額するものでございます。

3目文化財保護費9節旅費についてご説明申し上げます。費用弁償は払田柵跡保全のために水位計の設置が計画されており、地下水研究の第一人者であります肥田 登氏に指導をお願いしておりましたが、7月31日、秋田県の要請により肥田氏が来県された際、本町に立ち寄られ、水位計の設置場所を選定していただいたことから費用の支出が不要となったため減額するものでございます。また、奈良文化財研究所で開催される発掘担当者の研修に1名受講させるための普通旅費を増額するものでございます。19節負担金補助及び交付金ですが、町指定有形文化財であります水板倉1棟の補修工事について補助するものでございます。

続きまして、6項保健体育費1目保健体育総務費8節報償費でございますが、現在宿泊交流館の愛称を募集しており、その愛称を採用した場合の謝礼として贈る記念品の費用でございます。

次のページをお願いいたします。2目保健体育費11節需用費ですが、バスケットボールの競技規則改正に伴い、オフィシャル器具の基盤改修を行うための費用でございます。15節工事請負費は経年劣化によりますプールパークみさとの機械室屋根の防水機能が著しく低下していることから改修するための工事費をお願いするものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 11款2項1目公共土木施設災害復旧費ですが、浪花地内小杉崎川右岸15メートルが流出しまして工事費をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 13款1項1目25節積立金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金を原資といたしましてふるさと美郷こども育成基金へ積み立てる分140万円でございます。

14款予備費でございますが、歳入歳出の差額を調整するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第73号の説明が終わりました。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第74号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） 美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。ページ152ページ・153ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目療養給付費等交付金でございます。2節過年度分ということで歳入計上させていただいておりますが、こちらにつきましては退職被保険者分に係ります交付金が追加交付されるということになりましたので、補正計上させていただいている次第でございます。

10款1項2目その他繰越金でございますけれども、こちらは25年度決算において見込まれます繰越額に合わせますために326万8,000円補正計上させていただいているというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

11款1項3目償還金でございますけれども、こちら説明のほうを見ていただきますと3件ございます。1件、一番下でございますが、療養給付費等交付金返還金、これは歳入計上させていただいた退職分に係るものでございますけれども、こちらは追加交付がございまして返還ございません。そのためにこちら計上してあった500万円を減じるというものでございまして、その分について一段上の療養給付費等負担金返還金、これは一般被保険者分に係る部分でございますけれども、こちらが若干追加になる見込みですので、こちらで158万3,000円追加させていただき、差額

の341万7,000円につきましては、今後発生し得る県・国への返還金として組み替えさせていただくというものでございます。

続きまして、12款予備費でございますけれども、こちらについては歳入計上いたしました補正額を調整するものでございます。

ご説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第74号の説明が終わりました。

◎議案第75号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第75号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第75号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。今回の補正の内容は59万2,000円を減額するものであります。

初めに、161ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。今回は起債限度額の変更でございます。簡易水道事業債につきましては、事業費の精査により20万円を減額補正するものです。過疎対策事業債につきましては、県から一時借り入れ可能額が通知されたことによる調整などにより180万円を減額補正するものでございます。

歳入からご説明いたします。166・167ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目は千畑中央地区事業申請による減額でございます。

4款1項1目は繰越金確定による9万6,000円の減額と過疎債対象外による160万円の増額で、合わせて150万4,000円の補正でございます。

5款1項1目は平成25年度決算額確定による繰越金の増額です。

7款1項1目は千畑中央地区事業申請に伴う簡易水道事業債の減額、また耐震診断委託料、業務委託の事業債対象外となった部分の過疎対策事業債の減額でございます。

168・169ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目は財源の組み替えです。

1款3項1目13節の測量調査委託料は請負差額による減額、同じく設計監理委託料は施設設計見直しに伴う減額でございます。15節の取水施設発電設備工事を前倒しし、事業進捗率を高めた

く補正するものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第75号の説明が終わりました。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第76号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第76号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。176・177ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目は前年度繰越金確定に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

4款1項1目は前年度からの繰越金です。

今回の歳入補正総額に変動はございません。

以上で、下水道事業特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第76号の説明が終わりました。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第77号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第77号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。184・185ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目は前年度繰越金確定に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

4款1項1目は前年度からの繰越金です。

今回の歳入補正総額に変動はございません。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第77号の説明が終わりました。

◎議案第78号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第78号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。ページ194・195をお願いいたします。

歳入でございますが、こちら前年度の決算に伴い補正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出について、予備費の補正でございますが、こちらは歳入計上いたしました前年度繰り越しについて調整させていただくものでございます。

ご説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第78号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月17日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時03分）